

## 第41回県民会議（H30.3.22）における主な意見、質問について

## 1 返還後の森林管理について

意見要旨	県の回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返還された所有者がその後も整備しないまま、また荒れた森林になることを防ぐための取決めなどを、県としてどのように予定されているのか。</li>   <li>・ 所有者が代替わりをして所在不明になった場合の対策について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約満了を迎え所有者に返還される森林は、豪雨災害等が生じなければ、返還後には特段の手入れを必要としない状態となっています。        しかし、契約期間が満了したから終わりではなく、返還後の森林状態を継続して把握することも必要と考えており、巡視等により返還後の状況を確認していく仕組みを、第3期期間中に検討していく予定です。        なお、こうした巡視等を実施した結果、返還森林において豪雨等に起因する災害や病虫獣害の発生など、森林の荒廃につながる恐れのある事象を確認した場合には、県から森林所有者に対して、お知らせすることになります。</li>   <li>・ 森林所有者の把握を進めるための制度として、森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度があります。個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林の土地を新たに取得した場合に、90日以内に市町村の長に届出ることとなっており、所有者の異動があった場合は、この制度により把握ができることとなります。</li> </ul>